

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県花総合センター
指定管理者	公益財団法人砺波市花と緑と文化の財団
指定管理期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
評価対象年度	令和元年度、令和2年度
所管課	農産食品課

評価年月：令和3年9月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.5
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実にを行うだけの経営基盤を維持しているか	2.5
		施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)、が確保されているか(防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.0
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> ・「砺波チューリップ公園」、「チューリップ四季彩館」や「砺波市美術館」、「砺波市観光協会」、「道の駅砺波」等と連携を行い、各種PR活動やイベント等を共同で実施して、来園者数の増加に努めている。 ・コロナ禍においても利用促進の努力がうかがえる。 ・県民緑化カレッジ講座については、内容企画が充実している。 ・花きの栽培等に関する、施設利用者からの相談については、丁寧な対応がなされている。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の来園者の多くは高齢者であることを踏まえて、客層の世代交代を図る必要がある。例えば、親子同伴客、孫と一緒に、若いペア客等の来園者を増加させる。 ・PR活動について、施設外への取組みを発信することや、SNS等経費の掛からない取組みを期待したい。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、定期報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・施設の管理状況などについて、年4回程度現地確認をし把握に努めている。
指定管理者との連携状況は適切か	・適宜、協議や相談をして情報の共有化を図り、適切な運営・監理を実践している。
モニタリングは適切に実施されているか	・月間報告書や来園者のアンケート結果の提供を受けており、モニタリングは適切に実施されている。